

令和7年11月27日

第11回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和7年11月27日(木) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員5名) 古谷会長
津野委員 宮田委員 橋田委員
横山委員

(推進委員8名) 谷本委員 三本委員
和田委員 森田委員 森光委員
坂本委員
4. 欠席委員 (農業委員3名) 堅田委員 大野委員 武田会長職務代理者
(推進委員2名) 高橋委員 谷脇委員
5. 出席職員 (事務局2名) 梅原局長 徳永次長
6. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について
8. その他



開会宣言	古谷会長 只今から、令和7年第11回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は2番 高橋委員、11番 堅田委員、12番 谷脇委員、14番 大野委員、15番 武田委員から欠席の連絡をいただいております。
議長	古谷会長 本日はよろしくお願ひします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。
意見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は8番 橋田委員、9番 森光委員、よろしくお願ひいたします。
議長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号4まで議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永次長 補足説明をします。 番号1について、賃借人は生姜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われまふ。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人及び両親がそれぞれ年間160日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、生姜を継続して栽培するとのことから、周辺の農地に影響はないと考えまふ。 番号2について、賃借人は水稻を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われまふ。賃借人

は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人が年間180日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も水稻を継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

番号3について、賃借人は水稻、きゅうり、みょうがを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人が年間150日、賃借人の子の妻が年間250日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後もみょうがを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

番号4について、譲受人は露地野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、大根、きゅうりを栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長

古谷会長

関係委員のご意見ををお願いします。

意 見

13番 坂本委員

番号1について、以前から生姜を作っている方の、貸借の継続の申請です。問題ありません。

徳永次長

番号2について、水稻ということで田となっており、問題ないことを高橋委員に確認いただいています。

4番 三本委員

番号3については、ハウスの貸借を継続だそうです。問題ありません。

徳永次長

番号4について、堅田委員と谷脇委員から特に問題ないという報告をいただいています。

	古谷会長 番号2ですが、同居の親子間での貸借のようですが、使用貸借の設定が必要なのでしょうか。
	徳永次長 今回の申請は農業者年金の移譲年金を受けるにあたって、親から子に経営移譲をしているため、使用貸借の再設定の申請となっています。
審 議	古谷会長 他に何かご意見はありませんか。特に意見がないようでしたら、番号1から番号4まで許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については許可することに決定いたします。
議 長	古谷会長 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。
報告事項	梅原局長 【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	梅原局長 農業委員会全員研修の日程報告 農業振興地域農用地の除外申請の現地確認についての調整
閉会宣言	古谷会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第11回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後 2時25分

その真正なることを証して署名する。

議長 志谷武徳

8番 橋田忠志

9番 森光博